

## おわりに

本報告書では、第2章で、顧客や地域住民等に対する地域・社会貢献活動として、自社の店舗や配達網等の顧客とのインターフェースを活用して、顧客や地域住民等にとって有益で価値のある情報を提供する取組を行っている様々な業種の事業者の取組を紹介し、第3章では、地方公共団体の住民サービスの向上等を目的としてそのような事業者の取組を活かす、共創や公民戦略連携といった新たな公民連携の取組を紹介した。消費者行政においても、そのような事業者の力を借りて、消費者に効果的に消費者関連情報を提供できないかという観点から、第4章及び第5章で、具体的な方策や目指すべき姿の実現に向けた対応策を提示した。

事業者においては、自社で地域・社会貢献活動を行うにあたって、第2章及び巻末の取組事例集で紹介している先進的な取組を参考にしていきたい。また、行政との協働にあたっては、第4章で示した共創型情報提供モデルを参考に、行政と共に、地域・社会貢献活動として消費者関連情報提供の取組を実現・推進することを期待する。

地方公共団体においては、第3章の新たな公民連携の取組及び第4章で示した共創型情報提供モデルを参考に、地域で活動する事業者と連携した消費者関連情報提供の取組の充実・拡大が望まれる。

そして、国においては、第4章で示した共創型情報提供モデルにおける地方公共団体の支援を行うと共に、第5章で示した全国的な共創型情報提供モデルの推進や環境整備に取り組むことが求められる。

最後に、消費者市民社会の担い手としての役割も期待されるこのような事業者を、消費者行政が消費者団体等の他の担い手と共に支えることにより、事業者と連携した消費者関連情報の提供体制の構築・整備が進展し、消費者被害の防止に向けた公民連携体制がさらに充実・強化されたものとなることを期待する。